

■実施概要

第13回上総いちはら国府祭り

いちはら国府市

- 主催 上総いちはら国府祭り実行委員会 ・ 市原市
- 実施日時 令和8年10月3日(土)及び10月4日(日)両日ともに正午～午後8時
※荒天や突発的な事象等により中止若しくは規模縮小となる場合があります。
- 会場 上総更級公園
- 目的 郷土の食や物産の販売等を通じて、地域の事業所や生産者等のPRを行うことでまちに賑わいを創出し、産業振興を図ることを目的とします。
- 主なイベント
 - ・時代絵巻行列～山鉾・山車の巡行
 - ・いちはら大綱引き
 - ・練り踊り
 - ・ステージイベント
 - ・神輿の共演
 - ・打ち上げ花火
 - ・ちばYOSAKOI※天候等により内容が変更になる場合があります。

上総いちはら国府祭りは、歴史や文化に根ざしたふるさと市原の魅力を市内外に発信し、多くの方々に訪れていただくことで、まちの賑わいを創出するとともに、市民のふるさと市原に対する誇りや郷土愛を育むことを目的とした、市原市最大のお祭りとして開催します。

【前日までの連絡先（平日のみ 9：00～16：30）】

●祭り全般に関すること

上総いちはら国府祭り実行委員会(市原市役所 経済部 観光振興課内)
〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1
電話 0436-23-9755

●国府市に関すること

上総いちはら国府祭り実行委員会 出店係(市原市 経済部 商工業振興課内)
〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1
電話 0436-23-9870

■ 出店ブース設置要領

出店ブース仕様

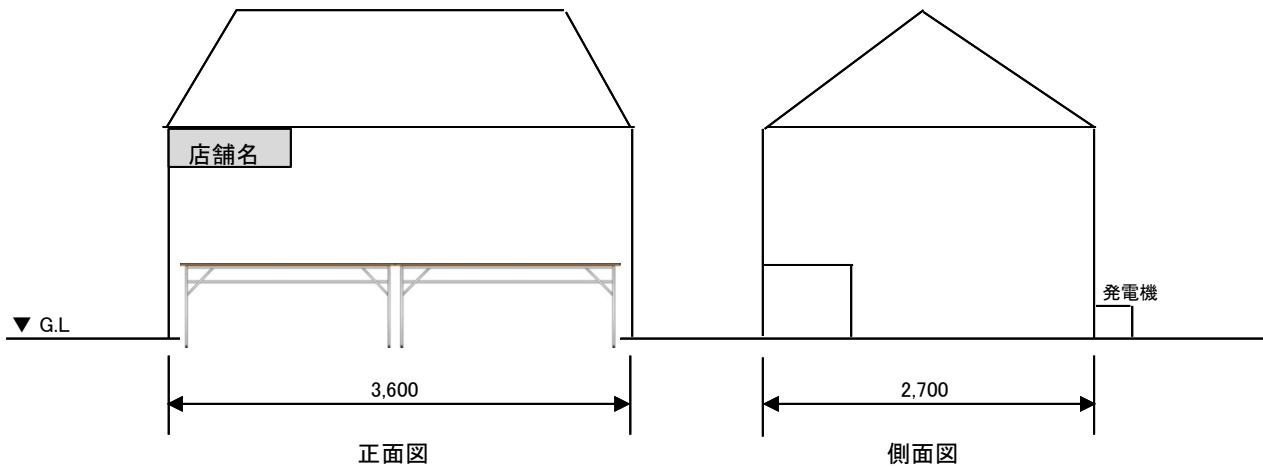
テントサイズ(1店舗あたり) 2間 × 1.5間 (W3,600 × D2,700)

※全テント、横幕は三方幕となっています。端にレイアウトされている店舗に関してもテント幕は三方とし、側面販売等は固く禁じます。〔三方幕：両側側面、背面の3方に設置する幕〕

※発電機は、テント外設置を認めますが極力テント側に寄せ、通行支障等に十分配慮すること。
また、発電機の排気口の向きには十分、注意すること。
設置に関して疑義がある場合は、実行委員会に問合せ、その指示に従うこと。

※飲食品を扱う出店者は、必ず床面に防災シートを設置し汚損に十分配慮すること。
また、飲食品を扱わない出店者においても汚損や破損等が懸念される場合は、各自で汚損防止対策を講じること。また、必ず食品営業許可証を出店区域内に掲示すること。

※歩道等の道路施設に出店物資の仮置きやテーブル等設置による飲食行為などは通行支障になるだけでなく施設の汚損や破損、事故等につながるとともに景観上好ましくないため、禁止とする。



ブース備品

①テーブル 2台 (W1,800 × D450 × H700)

②パイプイス 2脚

③店舗サイン 1枚 (W 400 × H300)

※以上、①～③は出店料に含まれています。

行事で取り扱える品目について

第13回上総いちはら国府祭り「いちはら国府市」出店規約のとおり、取り扱える品目は、下記の「行事で取り扱える品目等」のとおりとなります(1つの施設につき原則1品目)。

○ 行事で取り扱える品目等

1 既に千葉県内一円で「屋台・露店等での飲食店営業」又は「自動車を利用して行う営業」の許可を有している者

それぞれの許可条件の範囲内で営業可能です。

2 既に営業届出済の者

営業届出で認められている範囲内で営業可能です。

○ 各出店場所注意事項

1 イベント広場

ア キッチンカー(飲食店営業(自動車における営業))について

キッチンカーにおける県内一円の営業許可に基づいて出店する場合は、許可条件の範囲内での営業とする。

イ 出店ブース(飲食店営業(屋台、露店での営業))について

出店ブースでの出店における調理食品は1品目に限る。

ただし、出店ブース内を取得済みの屋台・露店での営業許可施設数に応じて明確に内部を区分することで、営業許可施設数と同数の調理食品を取り扱うことができる。その場合は、適切に衛生管理を行うこと。

※衛生管理については、別添の千葉県作成の「出店者のみなさまへ」を施設ごとに遵守すること

2 芝生広場

調理等及び火気(発電機を含む)の使用を禁止とする。

国府市 出店スペース(図)

